

## 平成16年度 都区協議会 区長会会長発言要旨（平成17年2月10日）

今年度の都区財政調整協議は、税の一定の伸びが見込まれる中で、特別区の今日的な行政需要を、いかに的確に反映させるかが大きな課題であった。

個々の需要算定をめぐっては、都区双方の考え方が一致しない点もあったわけであるが、今後、新しい都区関係の構築を見据えながら、特別区が自主的な調整を行うことについても議論をしていくことが確認できたと認識している。

また、協議の中で、都区財政調整制度に関する都区間の最重要課題である、いわゆる主要5課題についても、17年度中の解決を目指して協議を前に進めていくことを確認させていただいた。

この問題は、都区制度改革の施行を控えた平成12年2月の都区協議会の場において、合意に至らなかった財源配分に関する課題を確認し、知事が解決を約束したものである。

中でも根本的な課題は、単なる財源の取り合いだけでなく、法で定められた都区間の役割分担に応じ、財源配分を行うことである。昨今の国と地方の三位一体改革に関し、知事は役割分担を明確にし、地方の財源を充実すべきことを強く主張されている。都と区の間においても役割と財源の関係を明確化すべく、都区双方の努力が必要であると考えている。

この問題について、先日、都が行う大都市事務の内容が示され、ようやく具体的な協議に入ったところである。しかし、都の考え方は府県事務も含まれており、区として納得がいかない旨、申し上げているところである。この問題は、都が大都市事務をどこまで担うかの問題にとどまらず、府県として東京都のあり方を問うものであるため、法制度に則った整理が必要であると考えている。

また、合わせて協議課題として確認をしている清掃事業の経費、小中学校の改築経費、都市計画事業の経費についても、具体的な需要をどのように区側の財源に反映させるかの段階に来ているが、残念ながら、これまでの協議では都側から前向きな回答をいただけていない。

残された検討期間はあと1年に過ぎない。都区間においては、将来に向けて協力しあわなければならない様々な課題があるかと思うが、まずは現行制度の積み残し課題の解決が先決である。早急に解決を図るべく、前向きかつ精力的な協議をお願いし、協議案を了承する。